

当事業所は契約者(利用者)に対して指定介護予防短期入所生活介護サービス及び指定短期入所生活介護サービス（以下サービスという）を提供します。事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたいことを説明します。

1. 経営法人の概要

法人名 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
所在地 山梨県甲府市若松町6-35
電話番号 055-223-8100
代表者氏名 理事長 平田 理
設立年月日 平成17年4月1日

2. 事業所の概要

- ① 事業所の種類
指定介護予防短期入所生活介護事業所及び指定短期入所生活介護事業所
- ② 事業の目的
介護保険法令の規定に基づき、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
- ③ 事業所の名称
ショートステイいけだの里(事業所番号 1970105258)
- ④ 所在地
山梨県甲府市下飯田1-2-17
電話番号055-236-3530 FAX番号 055-236-3534
- ⑤ 管理者氏名
望月 真奈三
- ⑥ 事業所の運営方針
サービスの提供により、利用者の心身の機能の維持及び家族の心身の負担を軽減し、利用者の居宅での生活が継続できるよう援助することを基本方針とします。
- ⑦ 開設年月日
令和元年6月30日
- ⑧ 利用定員
併設型利用（3名）空床型利用 特別養護老人ホームの定員29名以内（ユニット型個室29名）

3. 施設の概要

- ① 居室等主な設備（併設型、空床型含む）

居室	室数	設備の種類	室数
1人部屋	32室	食堂兼機能訓練室	2室
		浴室	1室
		看護兼介護室	1室
		面接室	2室
合計	32室		

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職種	人員	備考	職種	人員	備考
1. 管理者	1名	常勤兼務	5. 看護職員	1名以上	
2. 生活相談員	1名以上	常勤兼務	6. 医師	1名	非常勤
3. 介護職員	15名以上		7. 管理栄養士	1名	常勤兼務
4. 機能訓練指導員	1名以上	常勤兼務			

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

① 介護保険の給付対象となるサービス

- サービスの概要 ①食事 ②入浴 ③機能訓練 ④健康管理
- サービス利用料金 別紙利用料金表によります。

② 介護保険の給付対象とならないサービス(別紙料金表によりご契約者の負担となります。)

- 居住費(滞在費)
 - 食材費+調理費相当分
 - 理美容サービス : 理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。(実費)
 - 電気代
 - 洗濯代
 - 日常生活上必要となる諸費用 : 日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用(実費相当額)を負担いただきます。
- ③ 利用料金の支払方法 上記(1)及び(2)の料金は、当事業所が指定する方法によりお支払いください。
- ④ 協力医療機関 甲府共立病院(甲府市宝1-9-1)共立歯科センター(甲府市丸の内2-9-28)
- ⑤ 利用の中止・変更・追加
利用予定期間の前に、ご契約者(利用者)の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、若しくはサービス利用期間の延長をすることができます。

6. 事故発生時の対応

サービス利用中に事故が発生したときは、次のとおり対応します。

- 速やかにご家族にご報告するとともに、必要に応じて主治医に連絡し、支持を受けます。
- 必要に応じて保険者である市町村及び居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員に連絡します。
- 事業所の責に帰すべき事由により、事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。
- 事故が発生したときは、その原因を解明し、再発防止策を検討する等再発防止に取り組みます。

7. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。

8. 非常災害対策

当事業所では別に定める「消防計画」に則り、非常災害時の対応を行います。また自動火災警報装置等消防関係法令に定められた設備を設置しておりカーテン等は防火性能のあるものを使用しています。

9. 苦情の受付

① 当事業所における苦情の受付

以下の窓口において、苦情や相談を受け付けています。当施設におけるサービスについてご不明の点や疑問、苦情等ありましたらお気軽にご相談ください。

○受付窓口(担当者)：廣瀬 信也 平賀 直子 (責任者)：施設長 望月 真奈三 (TEL：055-236-3530)

② 行政機関その他の苦情受付機関

当事業所の窓口のほか、以下の機関でも苦情の受付を行っています。受付時間等は直接お尋ねください。

山梨県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理担当)	所在地 甲府市蓬沢1-15-35 電 話(055-233-9201)FAX (055-233-1204)
甲府市役所 介護保険課	所在地 甲府市丸の内1-18-1 電 話(055-237-5473)FAX(055-236-0118)

※その他、利用者の出身各市町村においても、苦情・相談を受け付けていますので、各市町村役場にお尋ねください。

10. 身体拘束について

身体拘束は、これを行いません。但し、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合のみ(下記の三要件を満たしている場合)身体拘束その他契約者の行動を制限することがあります。

- ① 契約者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替の看護・介護方法がない場合
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

11. 考えられるリスク

利用者様らしい生活を送っていただく中で、避けられない事故が発生する可能性があります。施設に入居しているからといって全て安全ということではありません。利用者様らしい生活の中で避けることが難しい「生活リスク」が存在することをご家族・施設で共有し、施設における事故を防止する努力を行います。

- ① 転倒による事故の可能性
- ② 無断外出による事故の可能性
- ③ 誤嚥による事故の可能性
- ④ 他利用者様の身体・精神状態による事故の可能性

12. 禁止事項

利用者、家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、利用者及び家族による以下の迷惑行為は固くお断りします。これらの迷惑行為があった場合、警察、弁護士、行為者に関わる方等へ連絡、通報または対応を依頼することがあります。以下の迷惑行為により、利用者及び家族との健全な信頼関係を築くことが出来ないと当法人が判断した場合は、サービス中止や契約解除をいたします。

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等に掲載する行為。
- (4) その他、職員の安心、安全に重大な影響を及ぼす行為。

年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ショートステイいけだの里 説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人（家族代表）住 所 _____

氏 名 _____